

第 203 号（令和7年7月4日発行）	発行日 5日、15日、25日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[告示]

△ 附属機関の名称【市民局市民情報課】	3
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定取消し【健康福祉局障害施策推進課】	12
△ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力の停止【健康福祉局介護事業指導課】	13
△ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】	14

[公告]

△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	19
△ 同【経済局商業振興課】	21
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】	23
△ 配慮市長意見書の縦覧【みどり環境局環境影響評価課】	24
△ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	25
△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】	26
△ 排水設備指定工事店の指定の効力の停止の解除【下水道河川局管路保全課】	27
△ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	28
△ 建築許可申請に係る公開による意見の聴取の開催【建築局市街地建築課】	29
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	30
△ 同【建築局調整区域課】	31
△ 同【建築局調整区域課】	32
△ 同【建築局調整区域課】	33
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	34
△ 不燃化推進地域の指定の変更案の縦覧【都市整備局防災まちづくり推進課】	35

[達]

△ フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正【総務局労務課】	39
--	----

[区告示]

△ 認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】	40
△ 同【緑区地域振興課】	41
△ 同【保土ヶ谷区地域振興課】	42
△ 同【保土ヶ谷区地域振興課】	43

△ 同	【保土ヶ谷区地域振興課】	44
△ 同	【保土ヶ谷区地域振興課】	45
△ 同	【保土ヶ谷区地域振興課】	46
△ 同	【保土ヶ谷区地域振興課】	47
△ 同	【保土ヶ谷区地域振興課】	48
[市選挙管理委員会]		
△ 公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程の一部を改正する規程【選挙課】		49
△ 補欠選挙を行うべき事由の発生【選挙課】		50
[区選挙管理委員会]		
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【金沢区】		51
[人事委員会]		
△ 職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則【調査課】		52
△ 令和7年度における選挙管理委員会の職員等に係る夏季休暇の特例に関する規則【調査課】		53
[正誤]		54

告 示

横浜市告示第 299 号

附属機関の名称

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、会議の公開の対象とする附属機関は、次のとおりである。

令和7年7月4日

横浜市長 山中 竹 春

附属機関

横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会
横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理審議会
横浜国際港都建設審議会
横浜市大都市自治研究会
横浜市男女共同参画審議会
横浜市広報企画審議会
横浜市防災会議
横浜市国民保護協議会
横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会
横浜市行政不服審査会
横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会
横浜市特別職職員議員報酬等審議会
横浜市衛生管理審査委員会
横浜市公務災害補償等審査会
横浜市公務災害補償等認定委員会
横浜市外郭団体等経営向上委員会
横浜市公立大学法人評価委員会
横浜市税制調査会
横浜市入札等監視委員会
横浜市民間資金等活用事業審査委員会
横浜市財産評価審議会
横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会
横浜市公共事業評価委員会
ヨコハマ国際まちづくり推進委員会
横浜市個人情報保護審議会
横浜市情報公開・個人情報保護審査会
横浜市いじめ問題調査委員会
横浜市市民協働推進委員会
横浜市住居表示審議会

横浜市スポーツ推進審議会
横浜文化賞選考委員会
横浜市美術資料収集審査委員会
横浜市創造界限形成推進委員会
横浜市新技術開発等支援事業審査会
横浜市大規模小売店舗立地審議会
横浜市消費生活審議会
横浜市駐留軍関係離職者等対策協議会
横浜市勤労者福祉共済運営審議会
横浜マイスター選考委員会
横浜市中心卸売市場開設運営協議会
横浜市児童福祉審議会
横浜市子ども・子育て会議
横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会
横浜市社会福祉審議会
横浜市墓地等設置紛争調停委員会
横浜市福祉調整委員会
横浜市社会福祉法人施設審査会
横浜市福祉のまちづくり推進会議
横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に
関する審議会
横浜市災害弔慰金等支給審査委員会
横浜市民生委員推薦会
横浜市公害健康被害認定審査会
横浜市公害健康被害診療報酬審査会
健康横浜21推進会議
よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会
横浜市国民健康保険運営協議会
横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会
横浜市小児慢性特定疾病審査会
横浜市指定難病審査会
横浜市障害者施策推進協議会
横浜市障害支援区分認定審査会
横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会
横浜市精神保健福祉審議会
横浜市精神医療審査会
よこはま多世代・地域交流型住宅整備・運営事業者選定等委員会
横浜市介護認定審査会
横浜市介護保険運営協議会

横浜市保健医療協議会
横浜市救急医療検討委員会
横浜市予防接種事故対策調査会
横浜市感染症診査協議会
横浜市墓地等設置財務状況審査会
人と動物との共生推進よこはま協議会
食の安全・安心推進横浜会議
横浜市医療安全推進協議会
横浜市衛生研究所倫理審査委員会
横浜市立病院経営評価委員会
横浜市環境創造審議会
横浜みどりアップ計画市民推進会議
横浜市公園公民連携推進委員会
横浜市協働の森基金審査委員会
横浜環境活動賞審査委員会
横浜市環境影響評価審査会
横浜市下水道事業経営研究会
横浜市水洗化紛争仲介委員会
横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会
横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会
横浜市都市計画審議会
横浜市住宅政策審議会
横浜市市営住宅等入居者選考審議会
横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員会
横浜市建築審査会
横浜市開発審査会
横浜市建築・開発紛争調停委員会
横浜市建築物環境配慮評価認証委員会
横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会
横浜市ESCO事業提案審査委員会
横浜市土地利用審査会
横浜市都市美対策審議会
横浜市地域まちづくり推進委員会
横浜市屋外広告物審議会
横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理審議会
横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理審議会
横浜市交通安全対策会議
横浜市自転車等施策検討協議会

横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会
 横浜市道路高架下等利用計画検討会
 横浜市道路トンネル工事技術提案等評価委員会
 横浜市港湾審議会
 横浜市埋立事業用地処分等事業者選定等委員会
 横浜市救急業務検討委員会
 横浜市水道局衛生管理審査委員会
 横浜市交通局衛生管理審査委員会
 横浜市営交通経営審議会
 横浜市社会教育委員会議
 横浜市文化財保護審議会
 横浜市教職員第一健康審査会
 横浜市教職員第二健康審査会
 横浜市教科書取扱審議会
 横浜市就学奨励対策審議会
 横浜市学校保健審議会
 横浜市学校規模適正化等検討委員会
 横浜市いじめ問題等専門委員会
 指定管理者選定評価委員会等
 横浜市鶴見区地区センター及び横浜市鶴寿荘指定管理者選定委員会
 横浜市鶴見公会堂指定管理者選定委員会
 横浜市鶴見スポーツセンター指定管理者選定委員会
 横浜市鶴見区民文化センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市白幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市鶴見区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市神奈川区地区センター指定管理者選定委員会
 横浜市神奈川公会堂指定管理者選定委員会
 横浜市神奈川スポーツセンター指定管理者選定委員会
 横浜市神奈川区民文化センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市うらしま荘指定管理者選定委員会
 横浜市神大寺中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市神奈川区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市神奈川区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市西区地区センター及び横浜市西公会堂指定管理者選定委員会
 横浜市西スポーツセンター指定管理者選定委員会
 横浜市野毛山荘指定管理者選定委員会
 横浜市境之谷公園こどもログハウス指定管理者選定委員会

横浜市西区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市西区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市中区地区センター指定管理者選定委員会
 横浜市開港記念会館指定管理者選定委員会
 横浜市中スポーツセンター指定管理者選定委員会
 横浜市麦田清風荘指定管理者選定委員会
 横浜市柏葉公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市中区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市中区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市南区地区センター及び横浜市南寿荘指定管理者選定委員会
 横浜市南公会堂指定管理者選定委員会
 横浜市南スポーツセンター指定管理者選定委員会
 横浜市永田みなみ台公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市港南区地区センター指定管理者選定委員会
 横浜市港南公会堂指定管理者選定委員会
 横浜市港南スポーツセンター指定管理者選定委員会
 横浜市港南区民文化センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市蓬萊荘指定管理者選定委員会
 横浜市港南台北公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ及び横浜市上永谷駅前コミュニ
 ティハウス指定管理者選定委員会
 横浜市港南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市保土ケ谷区地区センター指定管理者選定委員会
 横浜市保土ケ谷公会堂指定管理者選定委員会
 横浜市保土ケ谷スポーツセンター指定管理者選定委員会
 横浜市狩場緑風荘指定管理者選定委員会
 横浜市川島町公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市保土ケ谷区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市保土ケ谷区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市旭区地区センター指定管理者選定委員会
 横浜市旭公会堂指定管理者選定委員会
 横浜市旭スポーツセンター指定管理者選定委員会
 横浜市旭区民文化センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市福寿荘指定管理者選定委員会
 横浜市上白根大池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市旭区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会

横浜市磯子区地区センター及び横浜市喜楽荘指定管理者選定委員会
 横浜市磯子公会堂指定管理者選定委員会
 横浜市磯子スポーツセンター指定管理者選定委員会
 横浜市磯子区民文化センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市洋光台駅前公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市磯子区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市磯子区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市金沢区地区センター指定管理者選定委員会
 横浜市金沢公会堂指定管理者選定委員会
 横浜市金沢スポーツセンター指定管理者選定委員会
 横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会
 横浜市富岡八幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市金沢区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウス指定
 管理者選定委員会
 横浜市金沢区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市港北区地区センター指定管理者選定委員会
 横浜市港北公会堂指定管理者選定委員会
 横浜市港北スポーツセンター指定管理者選定委員会
 横浜市港北区民文化センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市菊名寿楽荘指定管理者選定委員会
 横浜市綱島公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市港北区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス指
 定管理者選定委員会
 横浜市港北区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会
 横浜市緑公会堂指定管理者選定委員会
 横浜市緑スポーツセンター指定管理者選定委員会
 横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市緑ほのぼの荘指定管理者選定委員会
 横浜市霧が丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市青葉区地区センター指定管理者選定委員会
 横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンター指定管理者選
 定委員会
 横浜市青葉区民文化センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市ユートピア青葉指定管理者選定委員会

横浜市美しが丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市青葉区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市青葉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市都筑区地区センター及び横浜市つづき緑寿荘指定管理者選
 定委員会
 横浜市都筑公会堂指定管理者選定委員会
 横浜市都筑スポーツセンター指定管理者選定委員会
 横浜市鴨池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市都筑区民文化センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市都筑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センター指定管理
 者選定委員会
 横浜市都筑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市戸塚区地区センター及び横浜市戸塚公会堂指定管理者選定
 委員会
 横浜市戸塚スポーツセンター指定管理者選定委員会
 横浜市戸塚区民文化センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市戸塚柏桜荘指定管理者選定委員会
 横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市戸塚区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市栄区地区センター指定管理者選定委員会
 横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理者選定委
 員会
 横浜市栄区民文化センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市翠風荘指定管理者選定委員会
 横浜市桂山公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市栄区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センター指
 定管理者選定委員会
 横浜市栄区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市泉区地区センター指定管理者選定委員会
 横浜市泉公会堂指定管理者選定委員会
 横浜市泉スポーツセンター指定管理者選定委員会
 横浜市泉区民文化センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市泉寿荘指定管理者選定委員会
 横浜市いずみ台公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市泉区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市瀬谷区地区センター及び横浜市瀬谷和楽荘指定管理者選定

委員会

横浜市瀬谷公会堂指定管理者選定委員会
 横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会
 横浜市瀬谷区民文化センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市瀬谷区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
 横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市庁舎駐車場指定管理者選定評価委員会
 横浜人形の家指定管理者選定評価委員会
 横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会
 横浜市市民文化会館関内ホール指定管理者選定評価委員会
 横浜美術館指定管理者選定評価委員会
 横浜市民ギャラリー指定管理者選定評価委員会
 横浜市民ギャラリーあざみ野指定管理者選定評価委員会
 横浜市陶芸センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市長浜ホール指定管理者選定評価委員会
 横浜市大倉山記念館指定管理者選定評価委員会
 横浜市市民プラザ指定管理者選定評価委員会
 横浜市大佛次郎記念館指定管理者選定評価委員会
 横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会
 横浜市久良岐能舞台指定管理者選定評価委員会
 横浜みなとみらいホール指定管理者選定評価委員会
 横浜市芸能センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会
 横浜市青少年施設指定管理者選定評価委員会
 横浜市青少年野外活動センター指定管理者選定評価委員会
 横浜こども科学館指定管理者選定評価委員会
 横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会
 横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会
 横浜市斎場指定管理者選定評価委員会
 横浜市社会福祉センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市福祉保健研修交流センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市スポーツ医科学センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市総合保健医療センター指定管理者選定評価委員会
 横浜市保護施設指定管理者選定委員会
 横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会
 横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会
 横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者選定評価委員会

横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会
横浜市総合リハビリテーションセンター等指定管理者選定評価委員会
横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会
横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会
横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会
横浜市高齢者保養研修施設指定管理者選定評価委員会
横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム指定管理者選定委員会
横浜市救急医療センター指定管理者選定評価委員会
横浜市立みなと赤十字病院指定管理者選定委員会
横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会
横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会
横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会
横浜自然観察の森指定管理者選定評価委員会
横浜市市営住宅等指定管理者選定評価委員会
横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会
横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会
横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会
横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会
横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会
横浜市社会教育コ－ナ－指定管理者選定評価委員会
横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会
横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会
横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会

横浜市告示第 300 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定取消し

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

令和7年7月4日

横浜市長 山中 竹 春

取消年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和7年6月19日	アラミークス合同会社	アラミークス	青葉区あざみ野南二丁目2番地の5	就労継続支援A型

横浜市告示第 301 号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力の停止

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第11号及び同法第115条の9第1項第11号の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力を停止した。

令和7年7月4日

横浜市長 山中竹春

事業者の 名称	事業所の 名称	事業所の 所在地	指定効力 停止の範 囲	指定効力 停止期間	サービス の種類
株式会社 フロンテ ィア	株式会社 フロンテ ィア 横 浜営業所	南区白妙 町5丁目 69番地	全部効力 停止3か 月間	令和7年 7月1日 から令和 7年9月 30日まで	特定福祉 用具販売 、特定介 護予防福 祉用具販 売

横浜市告示第302号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和7年7月4日

横浜市長 山中 竹 春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
緑地保存地区	神奈川区西寺尾三丁目 1,755 番の1の一部、 1,755 番の5、1,762 番の1の一部、1,762 番の3、1,762 番の4 及び 1,763 番の1の一部 南区大岡一丁目 2,235 番の1の一部 港南区笹下一丁目 285 番 港南区笹下二丁目 3,97 1 番及び 3,983 番 保土ヶ谷区上星川二丁 目 573 番の1の一部 磯子区上中里町 397 番 の21、397 番の183、 441 番の一部、441 番 の2の一部、442 番の 3 及び 443 番の3の一 部 金沢区釜利谷東八丁目 1,868 番の1の一部 金沢区釜利谷南一丁目 573 番の1、573 番の 2の一部、573 番の3 、1,200 番の1の一部 、1,200 番の15の一部 、1,200 番の16、1,20 0 番の17、1,200 番の 19の一部、1,200 番の	令和7年4月1日から 令和17年3月31日まで

20 の一部、 1,200 番の
 21 の一部、 1,200 番の
 22 の一部、 1,200 番の
 23 の一部、 1,291 番の
 1 の一部、 1,291 番の
 3 及び 1,291 番の 4
 金沢区大道一丁目 3,25
 9 番の 1、 3,259 番の
 2、 3,260 番の 1 の一
 部及び 3,260 番の 2 の
 一部
 金沢区大道二丁目 2,50
 7 番の 56、 2,507 番の
 76、 2,558 番及び 2,55
 9 番の 22
 金沢区六浦東三丁目 54
 0 番の 1 の一部及び 54
 0 番の 2 の一部
 金沢区谷津町 432 番の
 一部
 港北区岸根町 627 番の
 1 の一部及び 627 番の
 6
 港北区綱島東二丁目 1,
 038 番の 1
 港北区鳥山町 931 番の
 1 の一部
 緑区竹山二丁目 3 番の
 11 の一部
 緑区竹山四丁目 4 番の
 1 の一部
 緑区三保町 2,748 番の
 1
 都筑区荏田東四丁目 10
 番の 4 の一部
 戸塚区上矢部町 320 番
 の 2 の一部
 戸塚区名瀬町 589 番の
 1

	戸塚区前田町 216 番の 1 の一部	
源流の森保存地区	神奈川区三枚町 740 番の 2 神奈川区菅田町 27 番の 1 及び 27 番の 7 港南区野庭町 1,854 番、 1,857 番、1,858 番、 1,862 番の 2 の一部、 2,267 番及び 2,273 番 保土ヶ谷区今井町 753 番の 2、 754 番の 1、992 番の 1 及び 992 番の 2 の一部 保土ヶ谷区上菅田町 1,561 番の 2 保土ヶ谷区仏向町 1,439 番の 4 の一部、 1,439 番の 5、1,439 番の 6 の一部、 1,439 番の 7、1,440 番の 2、 1,440 番の 3 の一部、 1,440 番の 4 の一部、 1,440 番の 5 の一部、 1,440 番の 10 及び 1,440 番の 11 旭区上白根町 1,204 番の 1 の一部 金沢区釜利谷西二丁目 1,879 番の 10 金沢区釜利谷東八丁目 1,868 番の 1 の一部 及び 1,868 番の 17 港北区新吉田町 3,279 番の 1 の一部、 3,291 番の一部、 3,356 番の一部、 3,358 番の一部、 3,367 番の一部、3,	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 17 年 3 月 31 日まで

372 番の一部、 3,491
番の一部、 5,117 番、
5,118 番の1、 5,119
番、 5,498 番の1、 5,
499 番、 5,500 番、 5,5
08 番、 5,510 番、 5,76
8 番の1、 5,770 番、
5,771 番、 5,796 番、
5,797 番、 5,799 番の
1、 5,825 番、 5,826
番及び 5,849 番の1の
一部
緑区北八朔町 945 番、
977 番の2及び 977 番
の3
青葉区恩田町 2,281 番
の1、 2,332 番、 2,33
5 番の1から 2,335 番
の4まで、 2,336 番、
2,345 番の一部、 2,34
6 番、 2,347 番の1、
2,387 番の1及び 2,38
7 番の5
青葉区奈良町 789 番の
1
都筑区池辺町 1,775 番
の1及び 1,776 番の2
都筑区勝田町 1,221 番
の一部及び 1,223 番の
一部
戸塚区小雀町 1,786 番
の1及び 1,789 番の1
戸塚区舞岡町 3,131 番
の1から 3,131 番の4
まで、 3,141 番、 3,25
2 番、 3,253 番の一部
、 3,293 番の1、 3,30
4 番、 3,378 番及び 3,
379 番

栄区田谷町 1,427 番の 2、1,427 番の 3、1, 428 番の 1 及び 1,500 番の 1 の一部 瀬谷区阿久和南一丁目 29 番の 11 の一部、29 番 の 12、29 番の 13、29 番 の 18、29 番の 19、33 番 の 1 の一部、33 番の 12 の一部、33 番の 13、33 番の 14、33 番の 15 の一 部、33 番の 16 の一部、 33 番の 17 の一部、33 番 の 26 及び 33 番の 27	
---	--

公 告

横浜市公告第 361 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年7月4日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

M A R K I S みなとみらい

西区みなとみらい三丁目5番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 窪田 博

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長 島 巖 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 窪田 博 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社浜田屋 代表取締役 下 田 彰 彦 茅ヶ崎市萩園 1,182 番地の1 ほか97者	株式会社浜田屋 代表取締役 九 嶋 広 一 茅ヶ崎市萩園 1,182 番地の1 ほか98者

(4) 変更の年月日

令和7年4月1日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年6月12日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第362号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年7月4日

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー横浜港南下永谷店

港南区下永谷五丁目2番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダホールディングス

代表取締役 山 田 昇

群馬県高崎市栄町1番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称及び所在地	ヤマダ電機テックランド横浜本店 港南区下永谷五丁目2番1号	バロー横浜港南下永谷店 港南区下永谷五丁目2番1号
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山 田 昇 群馬県前橋市日吉町4丁目40番地の11	株式会社ヤマダホールディングス 代表取締役 山 田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に	株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山 田 昇 群馬県前橋市日吉町4丁目40番地の11	株式会社バロー 代表取締役 森 克 幸 岐阜県多治見市大針町661番地の1

あつては代表者 の氏名		ほか未定
----------------	--	------

(4) 変更の年月日
令和7年6月16日ほか

(5) 変更した理由
小売業者変更に伴い、店舗名称を変更したため ほか

2 届出年月日
令和7年6月16日

3 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 363 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な い 区 域 と し て 指 定 す る。

令 和 7 年 7 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地

磯 子 区 新 杉 田 町 8 番 の 1 の 一 部

2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類

ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

3 そ の 他

こ の 公 告 に よ り 指 定 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 は、 土 壌 汚 染 対 策 法 施 行 規 則 （ 平 成 14 年 環 境 省 令 第 29 号 ） 第 58 条 第 5 項 第 12 号 に 該 当 す る。

横浜市公告第 364 号

配慮市長意見書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号）第11条第1項の規定に基づき、（仮称）横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業に係る配慮市長意見書を作成したので、同条第3項の規定に基づき、当該配慮市長意見書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 計画段階事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

横浜駅みなみ東口地区市街地再開発準備組合

理事長 株式会社崎陽軒 代表取締役 野 並 晃
東京都千代田区大手町2丁目3番1号

- 2 事業の名称

（仮称）横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業

- 3 事業を実施しようとする区域

西区高島二丁目14番、15番及び16番の各一部

- 4 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課

西区中央一丁目5番10号

横浜市西区役所総務部区政推進課

- 5 縦覧期間

令和7年7月4日から令和7年7月18日まで

横浜市公告第365号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月4日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和7年 3月21日	11770	(新) 株式会社 パイプマン ホールディ ングス 神 奈川支店	伊 藤 啓 太	(新) 相模原市南 区麻溝台 3,15 8 番地
		(旧) 株式会社 菊地設備工 業 神奈川 支店		(旧) 相模原市緑 区下九沢 401 番地の1
令和6年 10月21日	11281	森山建設株 式会社	小 玉 徹	(新) 藤沢市遠藤 175 番地の1
				(旧) 藤沢市下土 棚 1,786 番地
令和7年 6月1日	30526	ひなゆ合同 会社	依 田 博 樹	(新) 保土ヶ谷区 狩場町 303 番 地の284
				(旧) 神奈川区反 町2丁目14番 地の1

横浜市公告第 366 号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第9条第1項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和7年7月4日

横浜市長 山中 竹 春

指定番号	名 称	営業所所在地	取消年月日
30030	田中産商株式会社	磯子区森五丁目 19番17号	令和6年10月30日
30506	征矢設備	川崎市麻生区東 百合丘1丁目36 番1－2号	令和6年12月18日
00849	株式会社高栄 設備工業	瀬谷区瀬谷五丁 目20番地の6	令和7年6月30日

横浜市公告第 367 号

排水設備指定工事店の指定の効力の停止の解除

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第9条第2項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定の効力の停止を解除した。

令和7年7月4日

横浜市長 山中 竹 春

指定番号	名 称	営業所所在地	解除年月日
30598	株式会社アー ルイー	中区相生町1丁目 15番地	令和7年6月20日

横浜市公告第 368 号

建築協定に加わる意思の表示

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定に基づき、エステ・アベニュー緑園都市建築協定に加わる意思の表示があった。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市公告第 369 号

建築許可申請に係る公開による意見の聴取の開催

横浜市資源循環局長から建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第5項ただし書きの規定に基づく建築許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、令和7年7月10日までに横浜市建築局建築指導部市街地建築課に申し出なければならない。

令和7年7月4日

横浜市長 山中 竹 春

1 建築物の建築の計画

(1) 申請地

保土ヶ谷区狩場町 295 番の 2

(2) 許可対象用途

ごみ焼却場

45,283.27 m²（計画） > 3,000 m²（基準）

(3) 敷地面積

61,140.09 m²

(4) 建築物の概要

建築面積 18,586.17 m²

延べ面積 45,283.27 m²

構造 鉄筋コンクリート造、コンクリート造、鉄骨造、
軽量鉄骨造

階数 地上7階、地下1階建て

用途 ごみ焼却場

高さ 53.10 m

2 公開による意見の聴取の日時

令和7年8月5日午後7時

3 公開による意見の聴取場所

保土ヶ谷区狩場町 213 番

環境活動支援センター実習展示場

横浜市公告第 370 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定をした。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2025 ・ 8 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和7年6月23日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
9.64 m
- 5 指定の場所
旭区本宿町 41 番の29及び41番の30
- 6 申請者の氏名
株式会社浜建設
代表取締役 塚 本 祥

横浜市公告第 371 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2025 ・ 9 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和7年6月23日
- 3 道路の幅員
5.00 m
- 4 道路の延長
34.56 m
- 5 指定の場所
磯子区磯子六丁目 638 番の25
- 6 申請者の氏名
株式会社ランドサポート
代表取締役 高 橋 正 良

横浜市公告第 372 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2025 ・ 12 ・ 2 号
- 2 指定年月日
令和7年6月23日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
21.06 m
- 5 指定の場所
緑区寺山町 499 番の 4
- 6 申請者の氏名
株式会社ホームランド
代表取締役 小 野 洋 一 郎

横浜市公告第 373 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定をした。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2025 ・ 13 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和7年6月23日
- 3 道路の幅員
5.00 m
- 4 道路の延長
18.16 m
- 5 指定の場所
戸塚区汲沢五丁目 1,744 番の 1
- 6 申請者の氏名
株式会社インタープラン
代表取締役 佐々木 博 生

横浜市公告第 374 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第45・30号
- 2 廃止年月日
令和7年6月25日
- 3 廃止部分の道路の幅員
5.20 m 及び 8.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
261.50 m
- 5 廃止の場所
港南区日野六丁目 451 番の13、451 番の59、878 番の2、878 番の6、946 番の2 及び 946 番の6 の各一部

横浜市公告第 375 号

不燃化推進地域の指定の変更案の縦覧

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成26年12月横浜市条例第75号）第5条第1項の規定を準用し不燃化推進地域を別図のとおり変更するので、同条第2項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間内に横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年7月4日

横浜市長 山中 竹 春

1 指定を変更しようとする地域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

別図に示す神奈川区神大寺四丁目の一部

(3) 変更する部分

なし

2 縦覧期間

令和7年7月7日から令和7年7月25日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

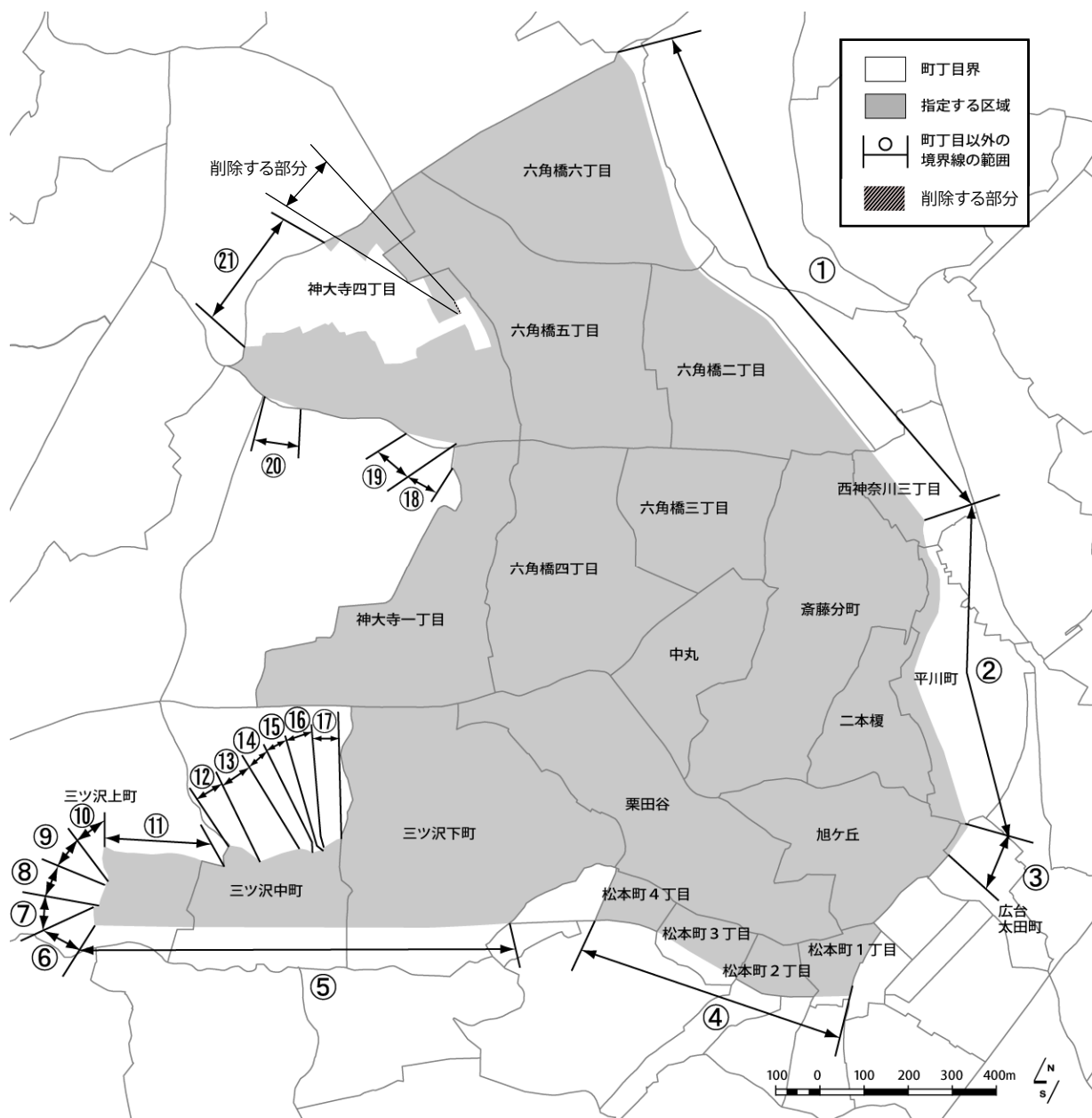
横浜市都市整備局防災まちづくり推進室防災まちづくり推進課
神奈川区広台太田町3番地の8

横浜市神奈川区役所総務部区政推進課

4 意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局防災まちづくり推進室防災まちづくり推進課



図示された境界線の範囲の番号	境界線の種類	路線名等
①	道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。）の中心線（見通し線を含む。以下同じ。）	県道 横浜上麻生
②	道路の中心線	市道 六角橋第68号線
③	道路の中心線	市道 六角橋第305号線
④	道路の中心線	一般国道1号
⑤	道路の中心線	一般国道1号
⑥	道路の中心線	市道 豊頭寺線
⑦	道路の中心線	市道 峰沢第152号線
⑧	土地の境界線及びその見通し線	三ツ沢上町89番と90番の1との境界
⑨	道路の中心線	市道 峰沢第168号線
⑩	道路の中心線	市道 峰沢第165号線
⑪	道路の中心線	市道 峰沢第118号線
⑫	道路の中心線	市道 峰沢第173号線
⑬	土地の境界線及びその見通し線	三ツ沢中町66番の1と同所48番の26との境界、 三ツ沢中町66番の1と同所48番の28との境界、 三ツ沢中町66番の1と同所48番の11との境界、 三ツ沢中町66番の1と同所48番の22との境界、 三ツ沢中町66番の1と同所48番の23との境界及び 三ツ沢中町66番の1と同所48番の24との境界
⑭	道路の中心線	市道 峰沢第125号線
⑮	道路の中心線	市道 峰沢第181号線
⑯	道路の中心線	市道 峰沢第131号線
		三ツ沢中町76番の20と同所76番の55との境界、

⑰	土地の境界線及びその見通し線	三ツ沢中町76番の21と同所76番の55との境界、 三ツ沢中町76番の21と同所76番の6との境界、 三ツ沢中町76番の22と同所76番の6との境界及び 三ツ沢中町76番の2と同所76番の6との境界
⑱	道路の中心線	市道 篠原第479号線
⑲	都市計画道路（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第11条第1項第1号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下同じ。）の中心線	横浜国際港都建設計画道路 3・5・8号六角橋線
⑳	都市計画道路の中心線	横浜国際港都建設計画道路 3・5・8号六角橋線
㉑	準防火地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第8条第1項第5号に規定する準防火地域をいう。以下同じ。）の境界線	

備考

- 1 指定する区域は、この図において着色した範囲の外縁の町丁目界及び表に掲げる境界線で囲まれた区域とする。
- 2 指定した区域は、平成27年1月15日における行政区画、道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。

達

達 第 15 号

庁 中 一 般

フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程（平成31年3月達第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月4日

横浜市長 山 中 竹 春

別表第1に次のように加える。

20組	(1)	ア	午前8時から午後8時30分まで
		イ	午前8時30分から午後9時まで
	(2)	ア	午前8時30分から午後零時30分まで
		イ	午前9時から午後1時まで
		ウ	午前10時から午後2時まで
		エ	午前11時から午後3時まで
		オ	午後零時から午後4時まで
		カ	午後1時15分から午後5時15分まで

別表第1備考2中「及び19組」を「、19組及び20組」に改め、同表備考中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 20組は、期日前投票所に従事する場合に限り、割り振ることとする。

附 則

（施行期日）

1 この達は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

区 告 示

神奈川区告示第29号（令和7年6月20日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、松見町4丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月20日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	木 津 勉 神奈川区松見町四丁 目 1,036 番地の11	神 立 修 司 神奈川区松見町四丁 目 1,111 番地の55

緑区告示第50号（令和7年6月24日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、武蔵中山台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月24日

横浜市緑区長 佐藤 康 博

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	梶 野 宏 緑区三保町 2,710 番 地の 250	芦 田 新 典 緑区三保町 2,662 番 地の 30

保土ヶ谷区告示第4号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、上菅田中央自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月4日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	三 留 義 一 保土ヶ谷区上菅田町 662番地の4	市 村 廣 治 保土ヶ谷区上菅田町 1,083番地の28

保土ヶ谷区告示第5号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、エステ・アベニュー保土ヶ谷自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月4日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	梶 川 満 起 子 保土ヶ谷区上菅田町 144番地の86	高 木 眞 保土ヶ谷区上菅田町 144番地の40

保土ヶ谷区告示第6号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、上星川東部町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月4日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	原 泰 弘 保土ヶ谷区上星川2 丁目43番18号	上 野 拓 一 保土ヶ谷区上星川1 丁目20番36号

保土ヶ谷区告示第7号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、千歳自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月4日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	坂 間 光 蔵 保土ヶ谷区新井町 229番地の42	北 野 舞 保土ヶ谷区新井町 230番地の13

保土ヶ谷区告示第8号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、浄西自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月4日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	鈴木 茂 治 保土ヶ谷区川島町 1,535 番地の5	森 本 勉 保土ヶ谷区川島町 1,526 番地の3

保土ヶ谷区告示第9号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、釜台町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月4日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	福 村 道 幸 保土ヶ谷区釜台町16 番22号	堀 田 和 生 保土ヶ谷区釜台町54 番15号

保土ヶ谷区告示第10号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、山崎台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月4日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	山 下 佳 子 保土ヶ谷区上菅田町 80番地の23	高 野 克 美 保土ヶ谷区上菅田町 79番地の1

市 選 挙 管 理 委 員 会

公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年6月19日

横浜市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会規程第4号（令和7年6月19日揭示済）

公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程（昭和38年3月横浜市選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7号様式の7（選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書）その2備考1中「横浜市選挙管理委員会」の次に「（市議会議員の選挙にあっては区の選挙管理委員会を経由して横浜市選挙管理委員会）」を加える。

第7号様式の10（ビラ等の作成証明書）その1備考4(2)ア中「7円73銭（単価）」を「8円38銭（単価）」に、同(2)イ中「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改める。

第7号様式の10（ビラ等の作成証明書）その2備考4(2)ア中「541円31銭」を「586円88銭」に、同(2)イ中「586,905円」を「609,690円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

第7号様式の11（請求書）その2（別紙）備考1(1)中「7円73銭」を「8円38銭」に、同1(2)中「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改める。

第7号様式の11（請求書）その3（別紙）備考2(1)中「541円31銭」を「586円88銭」に、同2(2)中「586,905円」を「609,690円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程の規定は、この規程の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

横浜市選挙管理委員会告示第14号（令和7年6月18日揭示済）

補欠選挙を行うべき事由の発生

横浜市議会議員高橋のりみが、令和7年6月18日に辞職したこと
に伴い、横浜市議会議員金沢区選挙区における議員の欠員の数が、
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第6号に該当
し、横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた
。

令和7年6月18日

横浜市選挙管理委員会

区選挙管理委員会

横浜市金沢区選挙管理委員会告示第4号（令和7年6月23日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市議会議員金沢区選挙区の補欠選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年6月23日

横浜市金沢区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月30日から令和7年8月3日まで

人 事 委 員 会

職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月19日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第13号（令和7年6月19日揭示済）

職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則

職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 勤務時間は、次のいずれかに該当すること。

ア 1日につき7時間45分

イ 2日で15時間30分かつ1日につき5時間以上

第3条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、職員が期日前投票所において選挙に関する事務に従事する場合は、前項第2号に定めるもののほか、次に掲げる基準に適合する勤務時間を割り振ることができる。この場合においては、同項第3号の規定は、適用しない。

(1) 2日で15時間30分とすること。

(2) 前号の2日のうち1日は11時間30分とすること。

(3) 前号の規定により11時間30分とした勤務時間は、職員が期日前投票所において選挙に関する事務に従事するための勤務時間として割り振るものとすること。

第4条第1項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第6条中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和7年度における選挙管理委員会の職員等に係る夏季休暇の特例に関する規則をここに公布する。

令和7年7月4日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第14号

令和7年度における選挙管理委員会の職員等に係る夏季
休暇の特例に関する規則

令和7年の参議院議員の通常選挙及び横浜市長の選挙に関する事務に従事した市又は区の選挙管理委員会の職員（任命権者を異にして異動した職員を含む。）に対する横浜市一般職職員の休暇に関する規則（平成4年3月横浜市人事委員会規則第4号）第4条第1項第9号の規定の令和7年度における適用については、同号中「6月1日から9月30日まで」とあるのは、「6月1日から12月31日まで」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

正 誤

令和7年定期第202号79ページ上から2行目及び5行目「関内駅前港町地区」は「関内駅前北口地区」の誤り。